

証券コード：3104

平成28年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町一丁目18番12号  
富士紡ホールディングス株式会社  
取締役社長 中 野 光 雄

## 第196回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第196回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号  
国際ファッションセンタービル10階（KFC Room101～103）
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第196期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第196期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案 | 株式併合の件    |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件  |
| 第4号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- 
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.fujibo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結注記表

- ② 計算書類の個別注記表

なお、当該連結注記表、個別注記表につきましては、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ (<http://www.fujibo.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、政府の経済対策や日銀の金融緩和政策を背景に、企業収益や雇用情勢の改善が続き、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、国内消費は一部インバウンド需要の高まりが見られたものの、生活必需品の値上げに伴い家計の節約志向が強まり、足踏みを続けています。海外では、中国をはじめとするアジア新興国や資源国の経済減速懸念に加え、中東を中心に地政学リスクも高まり、先行きは不透明な状況となっています。

このような経営環境の下、当フジボウグループは、中期経営計画『邁進14-16』において重点事業と位置づけている研磨材事業、化学工業品事業、繊維事業の3事業を中心に営業力、開発力、生産力の強化を進め、あわせて収益力向上のための構造改革に取り組みました。

この結果、当期の連結売上高は前年同期比3,055百万円（7.4%）減収の38,117百万円、営業利益は741百万円（17.0%）減益の3,624百万円、経常利益は746百万円（16.7%）減益の3,724百万円となりました。特別損益には固定資産売却益や減損損失等を計上し、法人税等を差し引いた結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比633百万円（26.6%）増益の3,015百万円となりました。

以下、セグメント別に概況をご報告申し上げます。

#### ① 研磨材事業

主力の超精密加工用研磨材は、シリコンウエハー用途は堅調に推移したものの、液晶ガラス用途はパネル在庫調整により減少し、ハードディスク用途もパソコンの販売低迷により減少、半導体デバイス用途（CMP）は中国スマホ市場の成長鈍化による半導体需要の減速を受け微減となりました。一般工業用途もユーザーの需要が減少しました。

この結果、売上高は前年同期比1,654百万円（13.7%）減収の10,418百万円、営業利益は975百万円（27.0%）減益の2,636百万円となりました。

#### ② 化学工業品事業

機能化学品および医薬中間体などの受託製造は、機能性材料・農薬中間体を中心に安定生産を継続することができました。加えて、新工場稼働による生産能力増強により、売上高は10期連続で過去最高を更新し、営業利益も過去最高となりました。

この結果、売上高は前年同期比152百万円（1.6%）増収の9,766百万円、営業利益は224百万円（47.8%）増益の694百万円となりました。

### ③ 繊維事業

繊維事業は、インターネット、TVショッピングなど新規チャネルでの販売は拡大しましたが、量販店、百貨店では売上回復に至りませんでした。主力の定番商品の販売とOEM製品への取組みに注力するとともに、大幅な在庫削減による物流費用の低減と、国内外のグループ内素材調達・生産機能活用によるコストダウンを進めました。

この結果、売上高は前年同期比756百万円(5.1%)減収の14,126百万円、営業利益は29百万円(12.3%)増益の264百万円となりました。

### ④ その他の事業

アジアから中南米への輸出をメインとする貿易部門では、農業用機械の輸出が増加しましたが、カリブ海の一部地域の経済減速に伴い、車輛およびタイヤなど自動車関連の当該地域への輸出が減少しました。化成品は、新規用途として取り組んでいる医療機器用部品は拡大しましたが、デジタルカメラ用途が回復せず苦戦しました。精製は、原料となる廃液の減少が続きましたが、エネルギー費を中心に溶剤再生コストの削減に取り組みました。

この結果、売上高は前年同期比797百万円(17.3%)減収の3,806百万円、営業利益は22百万円(46.2%)減益の26百万円となりました。

## (2) 対処すべき課題

当フジボウグループは、企業価値の持続的拡大を最重要課題として、平成26年度から平成28年度を計画期間とする中期経営計画『邁進14-16』を策定し、平成26年4月よりこれを実行しております。本中期経営計画においては、①重点3事業の成長加速、②収益力あるニッチNo.1企業へ、③第4の柱となる事業育成、④経営力の更なる高度化を推進し、既存顧客、既存事業、既存製品・サービスの拡大による「連続的成長」の加速と、新規マーケット開拓、第4の柱事業育成、M&Aによる「非連続的成長」の種まきを行い、本格的成長へ「邁進」いたします。

計画実現に向けた施策として、最重点事業である研磨材事業では、最先端プロセス・次世代プロセスに対応した最新の製品評価・検査機器の導入を進め、顧客満足度を高め、高収益分野の拡大を進めております。また、マーケティング機能を活用し、研磨材周辺部材を中心に新規用途需要の掘り起こしを行うとともに、研究開発部門の強化によりユーザーからの喫緊の要望に対応し、売上拡大につなげています。あわせて、受注の拡大に対応するため、フジボウ愛媛株式会社小坂井工場に製造ラインを増設いたしました。化学工業品事業では、柳井化学工業株式会社が、柳井工場内に新工場を増設、設備能力を増強し、10期連続で最高売上高を更新し、事業規模の拡大を進めております。繊維事業では、繊維製品のOEMも含めたブランド再構築による販売チャネルの拡大と、国内外グループ事業会社の素材、加工、縫製など生産能力の活用、および在庫管理強化・物流費用低減などサプライチェーンの効率化により総合的なコストダウンを進め、成長加速に向けた体質強化に取り組んでおります。その他の事業では、第4の柱事業と位置づけております貿易事業、化成品事業への人材をはじめとする経営資源の投入により、生産・販売・管理体制の構築など事業育成に向けた基盤整備を進めております。

計画の進捗による企業価値の拡大の成果については、利益水準にあわせた増配や自己株式の取得などにより株主の皆様への還元を行っております。

### (3) 設備投資等の状況

当期の設備投資額は1,843百万円で、その主なものは化学工業品事業の生産能力増強および品質向上等に対するものです。

### (4) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

### (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第193期 平成25年3月期	第194期 平成26年3月期	第195期 平成27年3月期	第196期 平成28年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	40,988	39,313	41,173	38,117
経 常 利 益(百万円)	5,656	3,037	4,471	3,724
親会社株主に 帰属する(百万円) 当期純利益	3,142	1,770	2,382	3,015
1株当たり当期純利益	29円46銭	15円18銭	20円42銭	26円02銭
総 資 産(百万円)	44,526	44,679	48,677	45,858
純 資 産(百万円)	21,005	22,027	24,830	26,445
1株当たり純資産額	179円55銭	188円81銭	212円87銭	231円16銭

(注)「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

### (6) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

- ① 各種繊維製品の製造、加工、販売
- ② 研磨材・不織布・合成皮革工業品の製造、加工、販売
- ③ 各種化学工業品の製造、加工、販売

(7) 重要な子会社の状況（平成28年3月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
フジボウテキスタイル(株)	300百万円	100.0%	紡績糸、編物および織物等の製造・販売 化成品の製造・販売
(株)フジボウアパレル	100百万円	100.0	B. V. D. ブランド等繊維製品の製造・販売
フジボウトレーディング(株)	200百万円	100.0	各種繊維製品の製造・販売
アングル(株)	100百万円	100.0	各種繊維製品の製造・販売
フジボウ愛媛(株)	450百万円	100.0	超精密加工用研磨材および機能性不織布の 製造・販売、機能品の製造・販売
柳井化学工業(株)	300百万円	100.0	化学工業製品の製造受託・販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社6社を含む17社であります。  
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 主要な事業所および工場（平成28年3月31日現在）

会社名	事業所および工場
当社	本社（東京都）、大阪支社（大阪府）
フジボウテキスタイル(株)	本社（東京都）、大阪営業所（大阪府）、和歌山工場（和歌山県）、 大分工場（大分県）、タイフジボウテキスタイル(株)（タイ国）
(株)フジボウアパレル	本社（東京都）、大阪営業部（大阪府）、福岡支店（福岡県）、 札幌営業所（北海道）
フジボウトレーディング(株)	本社（東京都）、大阪支社（大阪府）、ファッションテキスタイルセ ンター（静岡県）、(株)フジボウソーイング（大分県）、(株)サドソーイ ング（新潟県）、富士紡（常州）服装有限公司（中国）、ジンタナフ ジボウコーポレーション（タイ国）
アングル(株)	本社（大阪府）、営業部（東京都）
フジボウ愛媛(株)	壬生川本社工場（愛媛県）、東京営業所（東京都）、小山工場（静岡 県）、小坂井工場（愛知県）
柳井化学工業(株)	柳井本社工場（山口県）、東京本社（東京都）、武生工場（福井県）

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
1,446名	73名減

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	849 <sup>百万円</sup>
株式会社山口銀行	830
三菱UFJ信託銀行株式会社	467
株式会社百五銀行	403
株式会社みずほ銀行	403

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 117,200,000株

(3) 株主数 8,929名

### (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	8,567 <sup>千株</sup>	7.48%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,109	6.21
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	5,335	4.66
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	5,000	4.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,554	3.98
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,225	2.81
フ ジ ボ ウ 共 栄 会	2,814	2.45
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 6 3 4	2,630	2.29
福 岡 務	2,062	1.80
旭 硝 子 株 式 会 社	2,000	1.74

- (注) 1. 当社は自己株式を2,794,407株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元強化および資本効率の向上を図るとともに、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成27年10月30日開催の取締役会決議に基づき、平成27年11月9日から同年12月8日の間（約定ベース）、東京証券取引所における信託方式による市場買付により、2,237,000株の自己株式を499,811,000円で取得いたしました。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	中 野 光 雄	
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	青 木 隆 夫	事業開発統括 フジボウ愛媛㈱代表取締役会長 柳井化学工業㈱代表取締役社長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	吉 田 和 司	経営企画・財務経理・IR・リスク管理担当
取 締 役 上 席 執 行 役 員	小 林 敏 彦	繊維事業統括、事業開発副統括 機能品事業開発部長 ㈱フジボウアパレル代表取締役社長 富士化工㈱代表取締役社長
取 締 役 上 席 執 行 役 員	大 久 保 制 宇	内部監査・総務・人事・人財育成・コンプライア ンス担当、法務部長
取 締 役	中 野 雅 男	
取 締 役	茅 田 泰 三	㈱小松製作所顧問 中央大学大学院戦略経営研究科客員教授
常 勤 監 査 役 常 勤 監 査 役	松 尾 弘 秋 江 川 邦 彦	
監 査 役	飯 田 直 樹	成和明哲法律事務所パートナー弁護士 ㈱山野楽器監査役 ㈱文教堂グループホールディングス社外取締役
監 査 役	百 瀬 一 夫	菱華産業㈱代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 中野雅男および茅田泰三の両氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役 江川邦彦、飯田直樹および百瀬一夫の3氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役 松尾弘秋氏は、当社監査部門での業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 取締役 中野雅男および茅田泰三の両氏ならびに監査役 江川邦彦および飯田直樹の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(ご参考) 当社は、執行役員制度を導入しております。

取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
上 席 執 行 役 員	木 原 勝 志	知的財産・施設担当 フジボウ愛媛㈱代表取締役社長
上 席 執 行 役 員	小 林 智 之	秘書担当、大阪支社長
上 席 執 行 役 員	藤 岡 敏 文	安全推進担当 フジボウテキスタイル㈱代表取締役社長
執 行 役 員	北 口 保	事業開発副統括（繊維事業開発担当）、環境担当 フジボウトレーディング㈱代表取締役社長
執 行 役 員	鈴 木 眞	内部監査室長、法務部担当部長
執 行 役 員	野 口 篤 謙	財務経理部長

※平成28年4月1日付で次のとおり異動がありました。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 上席執行役員	小林 敏彦	繊維事業統括、事業開発副統括、広告宣伝担当 機能品事業開発部長 ㈱フジボウアパレル代表取締役社長 富士化工㈱代表取締役社長
上席執行役員	藤岡 敏文	安全推進担当 フジボウテキスタイル㈱代表取締役社長 アングル㈱代表取締役社長
執行役員	北口 保	事業開発副統括（繊維事業開発担当） 環境・お客様相談担当 フジボウトレーディング㈱代表取締役社長

## (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額	摘 要
取締役	7名	150百万円	(うち社外取締役2名 11百万円)
監査役	5名	44百万円	(うち社外監査役3名 27百万円)

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第195回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 株主総会決議による役員報酬限度額（平成25年6月27日開催第193回定時株主総会決議）  
取締役分：年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）  
監査役分：年額72百万円以内

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	関 係
社外取締役	茅田 泰三	㈱小松製作所	顧 問	該当する事項はありません。
		中央大学大学院 戦略経営研究科	客 員 教 授	該当する事項はありません。
社外監査役	飯田直樹	成和明哲法律事務所	パ ー ト ナ ー 弁 護 士	該当する事項はありません。
		㈱山野楽器	監 査 役	該当する事項はありません。
		㈱文教堂グループ ホールディングス	社 外 取 締 役	該当する事項はありません。
社外監査役	百瀬 一夫	菱華産業㈱	代表取締役社長	該当する事項はありません。

- ② 特定関係事業者との関係  
該当する事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	中 野 雅 男	平成27年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。
社 外 取 締 役	茅 田 泰 三	平成27年度の取締役会には、就任後の10回中10回出席し、適時適切な意見を述べています。
社 外 監 査 役	江 川 邦 彦	平成27年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。同年度の監査役会には、13回中13回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
社 外 監 査 役	飯 田 直 樹	平成27年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。同年度の監査役会には、13回中13回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
社 外 監 査 役	百 瀬 一 夫	平成27年度の取締役会には、13回中13回出席し、適時適切な意見を述べています。同年度の監査役会には、13回中13回出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 中野雅男および茅田泰三の両氏ならびに社外監査役 飯田直樹および百瀬一夫の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	53百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

#### (4) 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務を委託しております。

#### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

#### (6) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

##### ① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

##### ② 処分の内容

- ・ 3か月間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）  
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

##### ③ 処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・ 運営が著しく不当と認められたため。

## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 当社の取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社役員ならびに従業員は、コンプライアンスの強化を経営の重要課題と認識し、健全経営による持続的発展を目指しつつ、企業価値を高めることでお客様、従業員、取引先、株主、投資家等ステークホルダーおよび社会から信頼されるよう、全社的な推進基盤として「富士紡グループ行動憲章」を制定し、法令遵守はもとより、社会規範・企業倫理を守り、社内規則に則った運営を行います。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、継続的な研修などを通じて全社的な法令遵守体制の確立と統括を図ります。
- ③ 違反行為については再発防止の措置と適正な処分を行います。また、内部牽制制度や社内外のルートによる企業倫理ホットライン制度を設け、問題の未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。
- ④ 経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的として、内部監査室を設置します。
- ⑤ 反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを基本方針とし、不当要求に対しては、毅然とした態度で臨みます。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および文書取扱規程ほか社内規則に基づき、その保存媒体に応じ適切に記録・保存・管理します。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理を経営戦略の重要事項と位置づけ、リスク運営規則等の基本方針を定めて業務運営で発生する各種リスクを正しく認識し、適切に管理することにより経営の健全性と安定収益の確保を図ります。
- ② 当社は、会社全体のリスク管理状況を把握・管理する体制を構築するため、専門部署としてリスク管理委員会を設置しリスクマネジメントを実施します。

### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会および経営会議を定期的開催し、方針決定過程の透明性を高めるとともに、執行役員制度の機能を進め、経営効率の向上と意思決定の迅速化を図ります。
- ② 当社は、当社グループの企業価値向上に向けた目標と施策を定めた、中期経営計画および年度利益計画を策定し、取締役等と従業員の意思統一を図ります。

### (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 上記(1)、(3)および(4)の内部統制システムの推進体制を企業集団で共有するとともに、子会社の業務執行は、関係会社運営規則に基づく、当社への決裁・報告制度により適切な経営管理を行います。

② 主要な子会社については当社常勤監査役が監査役に就任して監査を行い、業務の適正を確保します。

**(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

現在、監査役の職務の補助は経営企画部員が行っていますが、監査役が必要とした場合、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととします。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

前号の監査役スタッフの任命、異動および考課については監査役の意見を尊重し、当該従業員は専ら監査役の指揮命令に従うものとします。

**(8) 当社および子会社の取締役、監査役および使用人が、当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

① 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、職務執行に必要と判断した事項について、随時、当社および子会社の取締役、監査役および従業員に報告を求めることができます。

② 当社および子会社の取締役、監査役および従業員は、重大な法令違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告します。これらの者から報告を受けた者も遅滞なく監査役に報告します。

③ 当社は上記②に従い監査役への報告を行った当社および子会社の取締役、監査役および従業員に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じます。

**(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するための予算を計上するほか、監査役から必要な前払い等の請求があった場合には、速やかに当該費用または債務を支払うものとします。

**(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を独自に起用することができます。

当社の上記「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は次のとおりであります。

**① 内部統制システム全般**

当社では、内部監査室による当社グループの業務監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査および経営企画部による子会社の業務運営状況の確認を通じて、内部統制システム全般の評価および改善を実施しています。

また、財務報告に係る内部統制の有効性については、内部監査室と会計監査人が連携し、実効性ある統制の整備・推進、統制活動のモニタリングを実施しています。

② コンプライアンス体制

当社は、「コンプライアンス規則」に基づき、取締役会により任命される役員を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において2回開催しました。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス・プログラムに基づく施策の推進状況、ならびにコンプライアンス違反事案および内部通報事案についての協議などを行っております。

コンプライアンス・プログラムでは「富士紡グループ行動憲章」や、各種法令遵守の重要性、企業倫理ホットラインの周知などにより実効性向上に努めています。

③ リスク管理体制

当社は、「リスク運営規則」および「リスク管理委員会運営手続」に基づき、代表取締役を含むリスク管理委員会を当事業年度において2回開催しました。リスク管理委員会では、リスク管理・運営に係る方針およびリスク管理態勢整備に関する重要事項、顕在・潜在リスクの情報収集、評価および対応策について協議を行いました。

④ グループガバナンス体制

当社は、「関係会社運営規則」および「関係会社運営承認基準」において、当社グループ各社の重要事項については、当社による承認または当社への報告を必要とする基準を定め、関係会社の経営を効率的に管理する体制を整備しています。また、当社グループの全幹部社員を対象とした「グループ経営方針説明会」を当事業年度は2回開催し、当社グループの戦略・政策方針の共有化を図っています。

⑤ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されています。監査役会は当事業年度において13回開催され、監査役全員による取締役会への出席、取締役・使用人からのヒアリングならびに常勤監査役による経営会議その他重要会議への出席などを通じて取締役の職務の執行の監査を行いました。また、代表取締役社長との定期的な意見交換、社外取締役、会計監査人および内部監査室との連携などにより監査の実効性向上を図っています。

## 7. 株式会社への支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大規模買付であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主の皆様との共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値・株主の皆様との共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大規模買付を行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益は毀損されることになりません。

また、外部者である買収者が大規模買付を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、買収者の属性、大規模買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主の皆様との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報を把握したうえで、大規模買付が当社の企業価値や株主の皆様との共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益に資さない大規模買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保する必要があると考えます。

### (2) 基本方針の実現に資する取組み

#### ア. 当社の企業価値の源泉について

当社は、富士山を望む静岡小山の地に誕生して一世紀余りにわたり、繊維メーカーとしての長い歴史の中で培ったテクノロジーとマーケティングを融合し、人々のニーズを満足させる新しい繊維を続々と世に送り出してまいりました。現在、当社の事業は、繊維関連事業のみならず、成長著しいIT・医療分野・自動車関連などの非繊維事業まで、人を包む繊維から、人を取り巻くあらゆる環境へと広がっております。当

社グループでは、「私たちは一世紀を超える歴史の中で培った技術と経験を生かし、つねに時代が求める新しい技術・製品を提供することで先端産業を支え、人・社会・地球にとってより豊かな未来の創造に貢献し続けます。」を企業理念として、継続的な企業価値の向上を目指しております。

当社グループの企業価値の源泉は、①技術力と経験・知見、②開発力、③ブランド力、④優秀な従業員等にあります。

具体的には、第一に、創業以来培ってまいりました繊維関連の技術力と豊富な経験・知見は、数多くのお客様から高い評価をいただいております。また、近年では繊維関連の不織布事業から派生しました超精密加工用研磨材の製造に関する技術力・品質管理能力が世界各国のお客様に認められております。さらに、医薬中間体等を製造する技術力・ノウハウがファインケミカル分野で高く評価されております。

第二に、お客様のニーズに即した技術・製品の開発力が当社グループの企業価値の源泉となっております。特に超精密加工用研磨材分野の製品開発においては、お客様とともに開発することでお客様の満足度の向上に努めております。

第三に、一世紀以上にわたる当社グループの歴史が培った「フジボウ」ブランドは、繊維業界ではその技術力と高い品質に裏打ちされた信頼できるブランドとして確固たる地位を築いてまいりました。また、繊維製品、特に肌着分野においては、米国で140年、日本においても40年の歴史を誇る「B. V. D.」ブランドや百貨店向け高級ブランド「アサメリー」、「エアメリー」など、ハイエンドからボリュームゾーン、ローエンドまで幅広くブランドを展開し、それぞれ多くのファンを獲得しており、そのブランド力を企業価値の源泉として位置づけております。

第四に、創業以来お客様とともに成長・進化してきた経験と専門知識を有する人材は、当社グループの企業価値の源泉と考えております。当社グループでは労使の相互信頼を重視し、ステークホルダーとしての従業員との信頼関係を構築しております。

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続して発展させていくことが、企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにつながるものと考えております。

#### イ. 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値の向上に向けた取組みとして、平成27年3月期（2014年度）を初年度とし平成29年3月期（2016年度）を最終年度とする、3か年の中期経営計画『邁進14-16』を策定しております。本計画期間を、これまでの中期経営計画『変身06-10』（事業ポートフォリオの再構築）、『突破11-13』（成長軌道へのテイクオフ）に引き続く、当社グループのありたい姿である「有機材料技術で未来を拓く、高付加価値創造企業」の実現に向けた、「本格的業容拡大」に文字通り「邁進」する期間と位置づけ、より一層の企業価値向上に取り組んでまいります。

本中期経営計画においては、①重点3事業の成長加速、②収益力あるニッチNo. 1企業へ、③第4の柱となる事業育成、④経営力の更なる高度化、を推進し、ありたい姿の実現に向けて、成長戦略を加速してまいります。

#### ウ. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営の効率性の追求と健全性の確保により企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上を図ることを最優先の目標として、公正かつ透明性の高い健全な経営を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの向上と企業倫理の高揚に取り組んでまいりました。

当社の経営機関制度としましては、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関および監督機関として取締役会、監査機関として監査役会があります。取締役会は、当社の業務執行の決定ならびに取締役の職務執行の監督にあたっており、平成17年6月からは執行役員制度を導入し、監督と執行の分離と業務執行のスピード化も図っております。また、平成25年6月より社外取締役を招聘し、社外取締役が客観的な立場から経営判断を行うことにより、経営監督機能の強化を図る体制としております。監査役会は、経営の公正性・健全性・透明性をより高めるため、社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されており、社外監査役は、専門的かつ客観的、第三者の立場から監査しております。さらに、意思決定機関を強化するものとして経営会議を設置しております。経営会議は、会社の経営方針および全社的な執行方針の協議を目的とし、方針決定過程の透明性を高め、決定した方針事項の迅速かつ確実な周知、激変する環境への迅速な対応を図っております。

また、当社では、企業の社会的責任の重要性を認識し、社会のルールや法令遵守のもと社会的良識をもって行動することを明記した「富士紡グループ行動憲章」を制定しております。さらに、コンプライアンス・プログラムを每期策定するとともに、具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを作成し周知・徹底を図っております。万一、コンプライアンス上疑義ある行為が行われ、また行われようとすることに気付いた者は、社内通報制度「企業倫理ホットライン」により、社外の顧問弁護士などに通報することができる体制を採用しております。また、経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的に内部監査室を設置しております。

当社は、引き続き、以上の諸施策を推進・実行し、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、更なる当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上につなげていく所存であります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年11月30日開催の取締役会において、上記(1)の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入することを決定いたしました。

当社は、平成20年6月27日開催の第188回定時株主総会および平成23年6月29日開催の第191回定時株主総会において、上記対応策を継続することについて承認を得ましたが、その後も、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、上記対応策の継続の是非や内

容について検討を行ってまいりました。その結果、平成26年5月13日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決定し、同年6月27日開催の第194回定時株主総会において承認を得ております。

なお、本プランを決定した取締役会には、当社監査役4名（うち3名は社外監査役）の全員が出席し、全ての監査役から、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛同する旨の意見を受けております。本プランの詳細につきましては、当社ホームページ（<http://www.fujibo.co.jp/>）上の平成26年5月13日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご参照ください。

① 本プランに基づく対抗措置の実施の対象となる買付行為

本プランにおいては、次の(イ)もしくは(ロ)に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が実施されることがあります。

(イ)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

(ロ)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 本プランの内容（大規模買付行為がなされた場合の対応）

(イ)大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、本プランに定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従う旨の誓約等の当社が定める一定の事項を日本語で記載した「意向表明書」を提出していただきます。

(ロ)大規模買付者に対する当社取締役会による必要情報リストの事前提出

当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日以内に、提供していただくべき情報を記載した「必要情報リスト」を発送します。

(ハ)大規模買付者による必要情報の提供

大規模買付者には、上記の必要情報リストに従い当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断ならびに当社取締役会および独立委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された「本必要情報」を提供していただきます。

(ニ)当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、大規模買付者から本必要情報を記載した書面が提出された場合には、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内に（原則として30日を上限とします。）大規模買付者の買付内容に対する意見、その根拠資料、および代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するように要求することがあります。

(ホ) 独立委員会による内容検討・勧告

独立委員会は、大規模買付者および当社取締役会からの情報・資料等の提供が全て完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）の独立委員会検討期間内において、大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の買付内容の検討、当社取締役会策定の代替案の検討および大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。大規模買付者は、独立委員会検討期間が終了するまでは、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置を実施することを勧告します。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合でも、大規模買付者による大規模買付行為が一定の要件に該当すると認められる場合には、対抗措置の実施を当社取締役会に勧告します。

また、独立委員会は、対抗措置の実施を勧告するには至らないものの、合理的な理由により株主意思確認総会を開催することが相当であると判断した場合には、株主意思確認総会の招集を当社取締役会に勧告します。

(ヘ) 株主意思確認総会の開催（独立委員会による招集の勧告がある場合）

独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、対抗措置の実施の可否を問うために株主意思確認総会の招集手続を速やかに実施するものといたします。当該株主意思確認総会の決議は、出席株主の皆様の議決権の過半数によって決するものといたします。

(ト) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の実施もしくは不実施等（対抗措置の中止を含みます。）に関する勧告を受けた場合にはこれを最大限尊重して、または、株主意思確認総会の決議がなされた場合にはこれに従って、対抗措置の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

③ 対抗措置

本プランにおける対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、全ての株主の皆様に対して差別的行使条件および一部取得条項付新株予約権の無償割当てを行い、本プランに定める一定の要件に該当する大規模買付者およびその一定範囲の関係者以外の株主の皆様は当該新株予約権を行使することにより当社普通株式を取得し、または、かかる株主の皆様から当社が当該新株予約権を取得することによりその対価として当社普通株式を交付することができるものとします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を実施することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が実施されることもあります。

#### (4) 上記(2)の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、継続的な企業価値の向上こそが株主の皆様のご共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益の向上を目的に、上記(2)の取組みを行ってまいりました。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けは困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記(1)の基本方針に資するものであると考えております。

従いまして、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員のご地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### (5) 上記(3)の取組みについての当社取締役会の判断

##### ① 株主の皆様のご共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記(1)に記載した基本方針に沿って、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行ったりすることなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

##### ② 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主ご共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主ご共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、平成20年6月30日に企業価値研究会が発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

##### ③ 株主の皆様のご意思を重視するものであること

上記(3)のとおり、本プランは、平成26年6月27日開催の定時株主総会において承認を得たものであります。また、本プランの有効期間は平成29年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までとされており、以後、かかる有効期間の延長については、3年ごとの定時株主総会において、本プランの有効期間の延長に関する承認議案について、株主の皆様のご賛同が得られることを条件としております。かかる議案について株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、当該決議に従い本プランは速やかに廃止されます。また、本プランは、大規模買付者が本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為を開始した場合において、独立委員会が合理的な理由により株主意思確認総会を開催することが相当であると判断した場合には、大規模買付者による大規模買付行為に対する対抗措置実施の是非について株主意思確認総会を開催することによって、株主の皆様のご意思を直接確認することとしております。

このように、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が適切に反映されることとなっております。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き、独立委員会を設置しております。

かかる独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

⑤ 合理的な客観的実施要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な実施を防止するための仕組みを確保しております。

⑥ 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができることとされており、これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑦ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することが可能な仕組みとなっております。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、実施を阻止できない買収防衛策）ではなく、また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上のとおり、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(百万円未満切捨)

(資産の部)	百万円 45,858	(負債の部)	百万円 19,412
<b>流動資産</b>	<b>19,135</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,599</b>
現金及び預金	4,139	支払手形及び買掛金	4,774
受取手形及び売掛金	8,566	電子記録債務	319
商品及び製品	2,686	短期借入金	3,620
仕掛品	1,989	リース債務	110
原材料及び貯蔵品	1,180	未払法人税等	345
繰延税金資産	341	賞与引当金	663
その他	285	返品調整引当金	99
貸倒引当金	△53	その他	1,666
<b>固定資産</b>	<b>26,722</b>	<b>固定負債</b>	<b>7,812</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>23,871</b>	長期借入金	604
建物及び構築物	5,909	リース債務	259
機械装置及び運搬具	5,238	繰延税金負債	1,060
土地	12,197	再評価に係る繰延税金負債	789
リース資産	56	退職給付に係る負債	4,710
建設仮勘定	18	資産除去債務	205
その他	449	その他	182
<b>無形固定資産</b>	<b>440</b>	<b>(純資産の部)</b>	<b>26,445</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,410</b>	<b>株主資本</b>	<b>24,363</b>
投資有価証券	2,061	資本金	6,673
繰延税金資産	64	資本剰余金	2,174
その他	286	利益剰余金	16,080
貸倒引当金	△2	自己株式	△565
<b>資産合計</b>	<b>45,858</b>	その他の包括利益累計額	2,082
		その他有価証券評価差額金	556
		繰延ヘッジ損益	△10
		土地再評価差額金	1,400
		為替換算調整勘定	242
		退職給付に係る調整累計額	△106
		<b>非支配株主持分</b>	<b>0</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>45,858</b>

## 連結損益計算書

(自 平成27年 4月 1日  
至 平成28年 3月 31日)

(百万円未満切捨)

		百万円
売 上 高		38,117
売 上 原 価		25,546
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>12,571</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,946
<b>営 業 利 益</b>		<b>3,624</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	44	
雑 収 益	305	350
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	69	
雑 損 失	181	250
<b>経 常 利 益</b>		<b>3,724</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	388	388
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	56	
減 損 損 失	293	
そ の 他	3	352
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>3,760</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,354	
法 人 税 等 調 整 額	△608	745
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>3,015</b>
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		0
<b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b>		<b>3,015</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)  
(至 平成28年 3月 31日)

(百万円未満切捨)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 6,673	百万円 2,174	百万円 12,752	百万円 △63	百万円 21,536
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△699		△699
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,015		3,015
土地再評価差額金の取崩			1,013		1,013
自 己 株 式 の 取 得				△501	△501
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	3,328	△501	2,827
当 期 末 残 高	6,673	2,174	16,080	△565	24,363

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	百万円 748	百万円 △6	百万円 2,369	百万円 362	百万円 △179	百万円 3,294	百万円 0	百万円 24,830
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△699
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								3,015
土地再評価差額金の取崩								1,013
自 己 株 式 の 取 得								△501
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△192	△3	△969	△119	73	△1,212	△0	△1,212
当 期 変 動 額 合 計	△192	△3	△969	△119	73	△1,212	△0	1,615
当 期 末 残 高	556	△10	1,400	242	△106	2,082	0	26,445

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(百万円未満切捨)

	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>	<b>31,957</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>11,074</b>
<b>流動資産</b>	<b>11,351</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,121</b>
現金及び預金	2,719	支払手形	169
受取手形	888	電子記録債務	319
売掛金	98	短期借入金	3,175
前払費用	4	リース債務	100
短期貸付金	7,241	未払金	351
繰延税金資産	38	未払費用	243
その他の流動資産	569	未払法人税等	163
貸倒引当金	△209	預り金	1,486
<b>固定資産</b>	<b>20,605</b>	前受収益	4
<b>有形固定資産</b>	<b>4,275</b>	賞与引当金	82
建物	435	その他の流動負債	25
構築物	33	<b>固定負債</b>	<b>4,953</b>
機械及び装置	7	長期借入金	180
車輛及び運搬具	8	リース債務	249
工具器具及び備品	26	再評価に係る繰延税金負債	789
土地	3,717	退職給付引当金	3,477
リース資産	46	資産除去債務	128
<b>無形固定資産</b>	<b>367</b>	その他の固定負債	129
ソフトウェア	4	<b>(純資産の部)</b>	<b>20,882</b>
リース資産	288	<b>株主資本</b>	<b>18,973</b>
その他の無形固定資産	73	資本金	6,673
<b>投資その他の資産</b>	<b>15,962</b>	資本剰余金	2,174
投資有価証券	1,776	資本準備金	1,273
関係会社株式	8,299	その他資本剰余金	900
出資金	4	<b>利益剰余金</b>	<b>10,690</b>
長期貸付金	4,932	利益準備金	322
長期前払費用	7	その他利益剰余金	10,368
繰延税金資産	735	繰越利益剰余金	10,368
その他の投資等	205	<b>自己株式</b>	<b>△565</b>
<b>資産合計</b>	<b>31,957</b>	評価・換算差額等	1,909
		その他有価証券評価差額金	516
		繰延ヘッジ損益	△6
		土地再評価差額金	1,400
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>31,957</b>

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)  
(至 平成28年 3月 31日)

(百万円未満切捨)

		百万円	
営 業 収 益			4,580
営 業 費 用			3,041
営 業 利 益			1,539
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	186		
雑 収 益	235		421
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	61		
雑 損 失	137		199
経 常 利 益			1,762
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	321		321
特 別 損 失			
固 定 資 産 処 分 損 失	1		
減 損 損 失	281		282
税 引 前 当 期 純 利 益			1,800
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	161		
法 人 税 等 調 整 額	△562		△401
当 期 純 利 益			2,201

## 株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日  
至平成28年3月31日)

(百万円未満切捨)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式			株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	百万円 6,673	百万円 1,273	百万円 900	百万円 2,174	百万円 252	百万円 7,923	百万円 8,175	百万円 △63	百万円 16,959		
当期変動額											
剰余金の配当					69	△769	△699		△699		
当期純利益						2,201	2,201		2,201		
土地再評価差額金の取崩						1,013	1,013		1,013		
自己株式の取得								△501	△501		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	69	2,445	2,515	△501	2,013		
当期末残高	6,673	1,273	900	2,174	322	10,368	10,690	△565	18,973		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	百万円 697	百万円 △2	百万円 2,369	百万円 3,064	百万円 20,023
当期変動額					
剰余金の配当					△699
当期純利益					2,201
土地再評価差額金の取崩					1,013
自己株式の取得					△501
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△181	△3	△969	△1,154	△1,154
当期変動額合計	△181	△3	△969	△1,154	859
当期末残高	516	△6	1,400	1,909	20,882

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月11日

富士紡ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阪 中 修 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 唯 根 欣 三 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士紡ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士紡ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

富士紡ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阪 中 修 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 唯 根 欣 三 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士紡ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第196期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第196期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

富士紡ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 松 尾 弘 秋 ㊟

常勤社外監査役 江 川 邦 彦 ㊟

社外監査役 飯 田 直 樹 ㊟

社外監査役 百 瀬 一 夫 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営環境および業績等を総合的に勘案し、長期的に安定した配当を実施してまいりたいと考えております。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金7円  
総額800,839,151円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日

### 第2号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当社は、上場会社として、この趣旨を尊重し、平成28年10月1日をもって当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、株式の併合を行いたいと存じます。

#### 2. 株式併合の内容

##### (1) 併合する株式の種類および併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日  
平成28年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数  
30,000,000株  
株式併合の割合に合わせて、現行の3億株から3千万株に減少させます。

### 3. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

## 第3号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 第2号議案「株式併合の件」による当社発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第5条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数を3億株から3千万株に変更するとともに、現行定款第7条（単元株式数）に定める単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、当該変更の効力発生をもってこれを定款から削除することといたします。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、有用な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第31条および第42条を変更するものであります。なお、現行定款第31条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は<u>3 億株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 会社の 1 単元の株式数は<u>1,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(<u>社外取締役の責任限定</u>) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(<u>社外監査役の責任限定</u>) 第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は<u>3 千万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 会社の 1 単元の株式数は<u>100株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(<u>取締役の責任限定契約</u>) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(<u>監査役</u>の責任限定契約) 第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 条及び第 7 条の変更は、平成28年10月 1 日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該変更の効力発生をもって削除する。</u></p>

#### 第4号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	なかのみつお 中野光雄 (昭和26年2月23日生)	昭和48年4月 当社入社 平成10年11月 当社機能資材部長 平成14年6月 当社機能品事業部長兼機能品部長 平成16年2月 当社機能品事業部長 平成16年6月 当社取締役、機能品事業部長 平成17年5月 当社取締役、柳井化学工業㈱代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役、執行役員、柳井化学工業㈱代表取締役社長 平成18年5月 当社代表取締役社長、社長執行役員 現在に至る	167,000株
2	あおきたかお 青木隆夫 (昭和31年1月2日生)	昭和55年4月 当社入社 平成19年5月 フジボウ愛媛㈱代表取締役社長 平成19年6月 当社執行役員、フジボウ愛媛㈱代表取締役社長 平成22年6月 当社取締役、執行役員、フジボウ愛媛㈱代表取締役社長 平成23年6月 当社取締役、上席執行役員、フジボウ愛媛㈱代表取締役社長 平成25年6月 当社取締役、常務執行役員、フジボウ愛媛㈱代表取締役社長 平成26年6月 当社代表取締役、専務執行役員、フジボウ愛媛㈱代表取締役社長 平成27年10月 当社代表取締役、専務執行役員、柳井化学工業㈱代表取締役社長 現在に至る  (現在の担当) 事業開発統括 (重要な兼職の状況) フジボウ愛媛㈱代表取締役会長 柳井化学工業㈱代表取締役社長	66,000株

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p style="text-align: center;">よし      だ      かず      し 吉      田      和      司 (昭和32年4月1日生)</p>	<p>昭和54年4月 (株)三菱銀行(現 (株)三菱東京UFJ銀行) 入行</p> <p>平成15年5月 (株)東京三菱銀行(現 (株)三菱東京UFJ銀行) 浅草橋支社長</p> <p>平成17年5月 同行神保町支社長</p> <p>平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行神保町支社長</p> <p>平成19年5月 同行柳橋支社長</p> <p>平成21年6月 三菱UFJキャピタル(株)代表取締役・常務取締役</p> <p>平成24年4月 同社代表取締役・常務取締役、常務執行役員</p> <p>平成24年7月 当社顧問</p> <p>平成24年10月 当社執行役員</p> <p>平成25年6月 当社取締役、上席執行役員</p> <p>平成26年6月 当社取締役、常務執行役員</p> <p>現在に至る</p> <p>(現在の担当) 経営企画・財務経理・IR・リスク管理担当</p>	17,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	<p>こ ばやし とし ひこ 小林 敏彦 (昭和31年5月9日生)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成21年2月 タイフジボウテキスタイル㈱代表取締役社長 平成22年4月 当社執行役員、フジボウ小坂井㈱代表取締役社長 平成22年5月 当社執行役員、フジボウテキスタイル㈱代表取締役社長、フジボウ小坂井㈱代表取締役社長 平成23年11月 当社執行役員、大阪支社長、フジボウテキスタイル㈱代表取締役社長、フジボウ小坂井㈱代表取締役社長 平成24年4月 当社執行役員、㈱フジボウアパレル代表取締役社長 平成24年6月 当社上席執行役員、㈱フジボウアパレル代表取締役社長 平成25年2月 当社上席執行役員、事業開発統括部長 平成25年5月 当社上席執行役員、事業開発統括部長、アングル㈱代表取締役社長 平成25年11月 当社上席執行役員、㈱フジボウアパレル代表取締役社長、アングル㈱代表取締役社長 平成26年5月 当社上席執行役員、㈱フジボウアパレル代表取締役社長、フジボウトレーディング㈱代表取締役社長、アングル㈱代表取締役社長 平成26年6月 当社取締役、上席執行役員、㈱フジボウアパレル代表取締役社長、フジボウトレーディング㈱代表取締役社長、アングル㈱代表取締役社長 平成27年5月 当社取締役、上席執行役員、㈱フジボウアパレル代表取締役社長 平成28年1月 当社取締役、上席執行役員、機能品事業開発部長、㈱フジボウアパレル代表取締役社長 平成28年5月 当社取締役、上席執行役員、機能品事業開発部長 現在に至る</p> <p>(現在の担当) 事業開発副統括、機能品事業開発部長 (重要な兼職の状況) フジボウ愛媛㈱代表取締役副会長 富士化工㈱代表取締役社長 富士ケミクロス㈱代表取締役社長</p>	53,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	おおくぼせい 大久保 制 宇 (昭和30年5月13日生)	昭和53年4月 当社入社 平成21年2月 当社法務部長 平成26年4月 当社執行役員、法務部長 平成26年6月 当社取締役、上席執行役員、法務部長 平成28年5月 当社取締役、上席執行役員 現在に至る  (現在の担当) 内部監査・法務・総務・人事・人財育成・コンプライアンス担当 (重要な兼職の状況) 三泰貿易㈱代表取締役社長	15,000株
6	なかのまさお 中野 雅 男 (昭和21年12月19日生)	昭和45年7月 全日本空輸㈱入社 平成11年6月 同社北京支店長兼天津支店長兼中国総代表 平成13年4月 同社執行役員、西日本販売カンパニー長 平成14年1月 同社執行役員、営業推進本部副本部長 平成15年4月 同社常務執行役員、営業推進本部長 平成15年6月 同社常務取締役、執行役員、営業推進本部長 平成17年4月 同社専務取締役、執行役員、営業推進本部長 平成18年4月 全日空商事㈱常勤顧問 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成24年4月 同社非常勤顧問 平成25年6月 当社社外取締役 現在に至る	12,000株
7	かやたたいぞう 茅田 泰 三 (昭和24年5月2日生)	昭和47年4月 ㈱小松製作所入社 昭和60年4月 同社北京事務所長 平成13年6月 小松(中国)投資有限公司董事長 平成14年6月 ㈱小松製作所執行役員、建機マーケティング本部海外営業本部長 平成19年4月 同社常務執行役員、建機マーケティング本部海外営業本部長 平成21年10月 同社常務執行役員、中国総代表兼小松(中国)投資有限公司董事長 平成22年4月 同社専務執行役員、中国総代表兼小松(中国)投資有限公司董事長 平成24年6月 同社顧問 現在に至る 平成24年9月 中央大学大学院戦略経営研究科客員教授 現在に至る 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る  (重要な兼職の状況) ㈱小松製作所顧問 中央大学大学院戦略経営研究科客員教授	1,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 中野雅男および茅田泰三の両氏は社外取締役候補者であります。

3. 当社は中野雅男および茅田泰三の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 中野雅男および茅田泰三の両氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営陣から独立した立場で当社の経営を監督していただくためであります。
5. 中野雅男および茅田泰三の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって中野雅男氏が3年、茅田泰三氏が1年となります。
6. 当社は、定款において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、中野雅男および茅田泰三の両氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。中野雅男および茅田泰三の両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

### 第5号議案 監査役1名選任の件

監査役 江川邦彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ おおにしひであき 大西秀昭 (昭和38年8月13日生)	昭和62年4月 三菱信託銀行(株) (現 三菱UFJ信託銀行(株)) 入社 平成23年6月 三菱UFJ信託銀行(株)証券代行部長 平成26年6月 同社執行役員、事務統括部長 平成27年6月 同社執行役員、業務IT企画部長 兼 (株)三菱UFJ Jフィナンシャル・グループ執行役員 現在に至る (平成28年6月退任予定)	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の候補者であります。
3. 大西秀昭氏は社外監査役候補者であります。
4. 大西秀昭氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関において責任ある職歴を歩まれており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な視点から取締役の職務の執行を監査していただくためであります。

以上

〈メモ欄〉

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

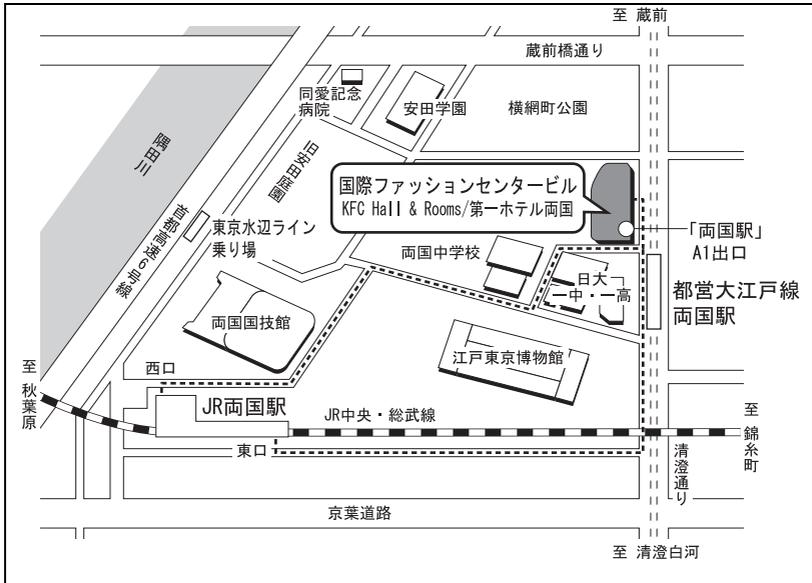
A series of 20 horizontal dotted lines spanning the width of the page, intended for handwriting practice.

# 株主総会会場ご案内略図

国際ファッションセンタービル10階  
(KFC Room101～103)

東京都墨田区横網一丁目6番1号

電話 (03)5610-5801(代表)



<最寄駅> 地下鉄(大江戸線) 両国駅 A1出口に直結。

JR(中央・総武線) 両国駅

東口改札より

改札を出て左折。線路沿い直進し、突き当たり(清澄通り)を左折。徒歩6分。

西口改札より

両国国技館・江戸東京博物館の間の歩行者用道路に沿って徒歩7分。